

令和2年生駒市議会（第2回）定例会議案

令和2年3月4日

生 駒 市

令和2年生駒市議会（第2回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 2 号	令和2年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	令和2年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 4 号	令和2年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	令和2年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	令和2年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和2年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 8 号	令和2年度生駒市下水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	令和2年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 10 号	令和元年度生駒市一般会計補正予算（第8回）	1～10
議案第 11 号	令和元年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	11～13
議案第 12 号	令和元年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第2回）	14～15
議案第 13 号	生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第 14 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第 15 号	生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第 16 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 17 号	生駒市公共施設等総合管理基金条例の制定について	20～22

議案第 18 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	23～24
議案第 19 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	25～26
議案第 20 号	生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第 21 号	生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28～29
議案第 22 号	生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第 23 号	生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 24 号	公の施設の区域外設置及び利用について	32～33
議案第 25 号	生駒市監査委員の選任について	34
議案第 26 号	生駒市農業委員会委員の任命について	35～37

議案第 10 号

令和元年度生駒市一般会計補正予算（第8回）

令和元年度生駒市の一般会計の補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488,141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,581,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,936,753	163,119	6,099,872
	2 国庫補助金	1,238,919	163,119	1,402,038
16 県支出金		2,852,124	5,000	2,857,124
	2 県補助金	731,896	5,000	736,896
18 寄附金		157,062	577	157,639
	1 寄附金	157,062	577	157,639
20 繰越金		785,783	345	786,128
	1 繰越金	785,783	345	786,128
22 市債		2,273,100	319,100	2,592,200
	1 市債	2,273,100	319,100	2,592,200
歳 入 合 計		41,093,604	488,141	41,581,745

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,746,096	4,206	4,750,302
	3 戸籍住民基本台帳費	240,232	4,206	244,438
5 産業経済費		539,783	7,310	547,093
	1 農業費	201,839	7,310	209,149
8 教育費		5,613,968	476,625	6,090,593
	2 小学校費	750,348	169,509	919,857
	3 中学校費	440,178	292,871	733,049
	4 幼稚園費	747,918	14,245	762,163
歳 出 合 計		41,093,604	488,141	41,581,745

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

### 1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
産業経済費	農業費	土地改良事業	13,067
土木費	道路橋梁及び河川費	道路橋梁維持補修	5,500
		生活道路安全対策事業	3,000
		企業誘致関連道路整備事業	16,941
	都市計画費	生駒山麓公園整備事業	1,745
		公園整備事業	3,303
教育費	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	14,245
消防費	消防費	消防施設整備事業	69,052

### 2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
土木費	道路橋梁及び河川費	道路新設改良事業	20,000	道路新設改良事業	46,234
		河川水路改修事業	2,356	河川水路改修事業	6,871
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	322,491	小学校施設整備事業	515,711
	中学校費	中学校施設整備事業	175,712	中学校施設整備事業	468,583

### 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変更

[単位 千円]

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
ふるさと生駒 応援寄附 委託業務	令和2年度	28,400	ふるさと生駒 応援寄附 委託業務	令和2年度	30,549



## 第 4 表 地 方 債 補 正

### 1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園施設整備事業	9,400	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

### 2 変更

[単位 千円]

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業	1,400	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	3,000	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
小学校施設整備事業	161,200	"	"	"	274,200	"	"	"
中学校施設整備事業	87,800	"	"	"	282,900	"	"	"

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	38,081	4,206	42,287	2 戸籍住民基本台帳費補助金	4,206	社会保障・税番号制度導入事業補助金
6 教育費国庫補助金	643,471	158,913	802,384	2 小学校費補助金	56,497	小学校非構造部材耐震化事業交付金
				3 中学校費補助金	97,621	中学校非構造部材耐震化事業交付金 中学校トイレ改修事業交付金
				4 幼稚園費補助金	4,795	幼稚園トイレ改修事業交付金
計	1,238,919	163,119	1,402,038			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 産業経済費県補助金	51,544	5,000	56,544	1 農業費補助金	5,000	ため池等整備事業補助金
計	731,896	5,000	736,896			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 産業経済費寄附金	577	577	1,154	1 農業費寄附金	577	県営土地改良事業寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
計	157,062	577	157,639				

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	785,783	345	786,128	1 繰越金		前年度繰越金	
計	785,783	345	786,128				

[単位 千円]

(款) 22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 産業経済債	1,400	1,600	3,000	1 農業債		県営土地改良事業債	
5 教育債	531,800	317,500	849,300	2 小学校債		小学校非構造部材耐震化事業債	
				3 中学校債		中学校非構造部材耐震化事業債 中学校トイレ改修事業債	57,500 137,600
				4 幼稚園債		幼稚園トイレ改修事業債	
計	2,273,100	319,100	2,592,200				

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				補正額		一般財源			
				特出金	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	238,993	4,206	243,199	4,206 (国補)	4,206		19 負担金補助及び交付金	4,206	通知カード・個人番号カード市町村負担金
計	240,232	4,206	244,438	4,206					

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				補正額		一般財源			
				特出金	その他				
5 農地費	59,136	7,310	66,446	5,000 (県補)	1,600 (寄)	577	13 委託料	5,000	ため池調査委託料
				5,000		577	19 負担金補助及び交付金	2,310	県営土地改良事業負担金
計	201,839	7,310	209,149	5,000	1,600	577	133		

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				補正額		一般財源			
				特出金	その他				
3 小学校施設整備費	400,191	169,509	569,700	56,497 (国補)	113,000		12 工事請負費	169,509	小学校屋内運動場非構造部材耐震化等工事
計	750,348	169,509	919,857	56,497	113,000		12		

[単位 千円]

## (款) 8 教育費

## (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	財 源 内 訳				
国県支出金	地方債	その他	節 分	金 額					
3 中学校施設整備費	195,149	292,871	488,020	97,621 (国補) 97,621	195,100	150	15 工事請負費	292,871	中学校屋内運動場非構造部材耐震化等 工事 86,364 中学校トイレ改修工事 206,507
計	440,178	292,871	733,049	97,621	195,100	150			

## (款) 8 教育費

## (項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	財 源 内 訳				
国県支出金	地方債	その他	節 分	金 額					
2 幼稚園施設整備費	6,658	14,245	20,903	4,795 (国補) 4,795	9,400	50	15 工事請負費	14,245	認定こども園生駒幼稚園トイレ改修工 事
計	747,918	14,245	762,163	4,795	9,400	50			

令和元年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

平成31年度生駒市国民健康保険特別会計予算は、令和元年度生駒市国民健康保険特別会計予算とし、令和元年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,429千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,180,525千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		931,631	3,429	935,060
	2 基金繰入金	287,731	3,429	291,160
歳 入 合 計		11,177,096	3,429	11,180,525

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 諸支出金		11,200	3,429	14,629
	1 償還金及び還付加算金	10,100	3,429	13,529
歳 出 合 計		11,177,096	3,429	11,180,525

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	287,731	3,429	291,160	1 財政調整基金繰入金	3,429	
計	287,731	3,429	291,160			

歳出

(款) 9 諸支出金

(項) 1 償還金及び選付加算金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				国県支出金	財源		
					地方債	その他	
3 償還金	1,000	3,429	4,429		一般財源	3,429	23 償還金利子及び割引料
計	10,100	3,429	13,529		3,429		調整交付金等精算返還金



議案第 12 号

令和元年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第2回）

令和元年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和2年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 繰越明許費補正

変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道 管渠整備事業	130,000	公共下水道 管渠整備事業	238,000

議案第 13 号

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例

生駒市印鑑条例（平成2年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和39年12月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 47 年 10 月生駒市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 16 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例第 2 3  
号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「対し、」の次に「その者の基準日の属する年度の前年度にお  
ける人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改  
める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日に在職する職員で、令和 2 年 6 月に勤勉手当の支  
給を受けることとなるものに係る改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関す  
る条例第 1 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「前年度」とあるの  
は、「前年度の下半期」とする。

議案第 17 号

生駒市公共施設等総合管理基金条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市公共施設等総合管理基金条例

(設置)

第1条 本市が所有する公共施設又は公用施設（以下「公共施設等」という。）を総合的かつ計画的に管理することにより財政負担の軽減及び平準化を図るため、公共施設等の適正配置、長寿命化及び民間活力の導入に向けて実施する更新、改修、修繕及び除却に必要な資金を積み立てる生駒市公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集約化 同じ用途の公共施設等を統合し、一体の施設として整備することをいう。
- (2) 複合化 異なる用途の公共施設等を統合し、複合施設として整備することをいう。
- (3) 長寿命化 公共施設等を法定耐用年数を超えて使用するために整備することをいう。

(4) 転用 公共施設等を当該公共施設等の用途と異なる用途で使用するために整備することをいう。

(5) 更新 機能が低下した公共施設等を取り替え、整備することをいう。

(6) 改修 公共施設等の機能又は性能を初期の水準を超えて改善することをいう。

(7) 修繕 公共施設等の機能又は性能を初期の水準まで回復させることをいう。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用等)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。



- (1) 集約化、複合化又は転用に伴う経費で、更新、改修又は修繕に要するものに充てるとき。
- (2) 長寿命化に伴う経費で、改修又は修繕に要するものに充てるとき。
- (3) 公共施設等の除却に要する経費に充てるとき。
- (4) 前3号に掲げる経費の財源として市債が充てられた場合において、当該市債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(生駒市自動車駐車場基金条例の廃止)

- 2 生駒市自動車駐車場基金条例（平成30年3月生駒市条例第13号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の生駒市自動車駐車場基金条例の規定により積み立てられた現金及び有価証券は、この条例による基金に属する財産とする。

議案第 18 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改め、同条第4項中「及び世帯別平等割額」を削る。

第6条中「100分の2」を「100分の2.5」に改める。

第7条中「8,400円」を「9,200円」に改める。

第8条第1号中「9,600円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「4,800円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「7,200円」を「6,000円」に改める。

第9条中「100分の2」を「100分の2.5」に改める。

第10条中「7,200円」を「16,000円」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、「及びカ」を削り、同条第1号ウ中「5,880円」を「6,440円」に改め、同号エ（ア）中「6,72

0円」を「5,600円」に改め、同号エ（イ）中「3,360円」を「2,800円」に改め、同号エ（ウ）中「5,040円」を「4,200円」に改め、同号オ中「5,040円」を「11,200円」に改め、同号カを削り、同条第2号ウ中「4,200円」を「4,600円」に改め、同号エ（ア）中「4,800円」を「4,000円」に改め、同号エ（イ）中「2,400円」を「2,000円」に改め、同号エ（ウ）中「3,600円」を「3,000円」に改め、同号オ中「3,600円」を「8,000円」に改め、同号カを削り、同条第3号ウ中「1,680円」を「1,840円」に改め、同号エ（ア）中「1,920円」を「1,600円」に改め、同号エ（イ）中「960円」を「800円」に改め、同号エ（ウ）中「1,440円」を「1,200円」に改め、同号オ中「1,440円」を「3,200円」に改め、同号カを削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項の次に次のように加える。

16 の2	除票の写しの 交付手数料	住民基本台帳法第15条の4 第1項、第3項又は第4項の 規定による除票の写しの交付	1通につき300円
----------	-----------------	---	-----------

別表第1の17の項の次に次のように加える。

17 の2	戸籍の附票の 除票の写しの 交付手数料	住民基本台帳法第21条の3 第1項、第3項又は第4項の 規定による戸籍の附票の除票 の写しの交付	1通につき300円
----------	---------------------------	---	-----------

別表第1中18の5の項を18の6の項とし、18の2の項から18の4の項  
までを1項ずつ繰り下げ、18の項の次に次のように加える。

18 の2	除票記載事項 証明書交付手 数料	住民基本台帳法第15条の4 第1項、第3項又は第4項の 規定による除票に記載をした 事項に関する証明書の交付	1通につき300円
----------	------------------------	---	-----------

別表第1の19の2の項を削り、同表の19の3の項中「第28条第1項」を「（平成26年総務省令第85号）第28条第1項」に改め、同項を同表の19の2の項とする。

別表第1の備考第1項中「16の項から18の項まで」を「16の項、17の項、18の項」に改め、同表の備考第2項中「18の2の項」を「18の3の項」に改め、同表の備考第3項中「18の3の項」を「18の4の項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の19の2の項を削る改正規定、同表の19の3の項の改正規定及び同項を同表の19の2の項とする改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号の政令で定める日から施行する。

議案第 20 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平  
成 2 6 年 1 2 月生駒市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「令和 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和 35 年 6 月生駒市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「660円」を「730円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「590円」を「650円」に、「950円」を「1,000円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「59円」を「65円」に、「6円」を「7円」に、「580円」を「640円」に、「350円」を「390円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「500円」を「550円」に、「25円」を「27円」に、「35円」を「39円」に、「53円」を「59円」に、「71円」を「78円」に、「110円」を「120円」に、「140円」を「160円」に、「250円」を「270円」に、「710円」を「780円」に、「1,900円」を「2,100円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「380円」を「430円」に、「3,800円」を「4,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 2 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による許可を受け、又は同法第 3 5 条の規定による同意を得ている者で、既に当該許可又は同意に係る占用料を改正前の生駒市道路占用料に関する条例の規定により納付しているものの占用料の額については、当該占用料を納付している期間に限り、なお従前の例による。



議案第 22 号

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例

生駒市営住宅条例（平成 9 年 1 2 月生駒市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 1 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の生駒市営住宅条例第 4 1 条第 3 項に規定する利息については、なお従前の例による。

議案第 23 号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和 3 5 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公の施設の区域外設置及び利用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項及び第2項の規定による大和郡山市の公の施設の本市への設置及び本市の公の施設を大和郡山市住民の利用に供することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

大和郡山市長から令和2年1月14日付けで協議の依頼があった概要

1 本市に設置する大和郡山市の公の施設

大和郡山市送水施設

生駒市小瀬町1037番地28外

2 大和郡山市住民の利用に供する本市の公の施設

生駒市小瀬配水池及び送水施設

生駒市小瀬町1037番地21外

3 設置の目的

大和郡山市水道未普及地域解消のため

4 経費の負担

本市水道施設の維持管理等に要する経費の負担については、その都度協議する。

5 住民の利用関係

新たに設置する送水施設については、大和郡山市住民の利用に供するものとする。

議案第 25 号

生駒市監査委員の選任について

生駒市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項本文の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 兵庫県尼崎市●●●●●●●●●●

氏 名 平 松 亜 矢 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和2年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市農業委員会委員の任命について

生駒市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求め  
る。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 池 田 憲 央

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 山 本 利 昭

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 山 田 義 美

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 辻 英 雄

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 北 村 由 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 中 本 眞 人

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 中 谷 佳 津 代

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 染 岡 政 明

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 中 井 啓 二

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 西 口 ま ゆ り

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和 2 年 3 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史